

## 裁判員になるということは、……①

いよいよ裁判員制度が今春から地方裁判所で行われる刑事裁判に導入されるが、実際に裁判員となる確率は、全国平均で約 5,000 人に 1 人とか。

対象事件は、例えば、殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪などの重大事件（故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に関するもの）とか。

つまり、合議制の多数決での判決とは言え、他人に責任転嫁できない死刑を被告人に言い渡すという重責を自分が負うということになる。

それだけに、5月21日からの実施を前に、死刑は実際にどう執行されるか、刑場のイラスト付きの解説記事も新聞紙上で目につく昨今。

こうした折、「自分が選ばれたら死刑判決を下せるのか、という不安を抱く人は多いだろう。そんな人には、死刑をめぐる講演録である本書を強くお勧めする。」の書評が目にとまり、芥川作家でもある著名なジャーナリストの著書「愛と痛み～死刑をめぐる～」を購入し、講演録の追加・修正のページ数も少ない書だったので一気に読み終えた。

著者は、「痛み」は人には分からない、あくまでその人固有の感覚・感情であるが、その痛みを感じ取ろうとするとところに愛があることを、マザーテレサの「飢えた人、裸の人、家のない人、体の不自由な人、病気の人、必要とされることのない全ての人、愛されていない人、誰からもケアされない人のために働く。」の言葉を何度も引用しつつ触れている。

そして、裁判員になり死刑判決を下すということは、間接的に、グロテスクで残虐で「痛み」に満ちた行為を被告人に行うことを認識するために、死刑執行の場面、状況を詳細に描いている。

また、次の EU の死刑廃止宣言も紹介している。

「欧州連合は、世界のあらゆる国での死刑制度の廃止を目指して活動しています。

いかなる罪を犯したとしても、全ての人間には生来尊厳が備わっており、その人格は不可侵であるという信念に基づいています。

暴力の連鎖を暴力で断ち切ることはできません。

生命の絶対的尊重というこの基本ルールを監視する立場にある政府も、この適用を免れることはできず、ルールを厳守しなければなりません。……（省略）。」

裁判員になるということは、かくも自らの国家観や個人としての究極の生命観を問うことになろうとは……。